

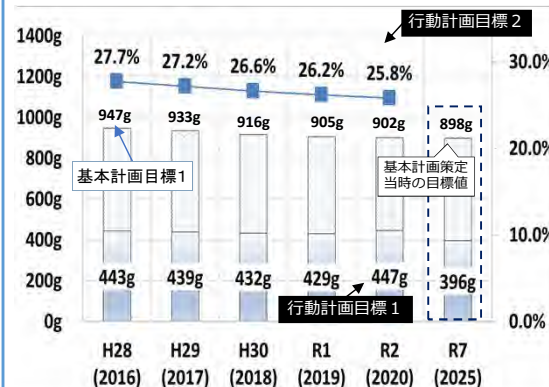
1 川崎市一般廃棄物処理基本計画の概要 本編.P1～2

- **基本理念** 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして
- **基本方針**
 - ①社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらぬ社会を実現する
 - ②市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を実践し、さらに3Rを推進する
 - ③安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守る
- **計画期間** (H28(2016)～R7(2025))【10年間】
基本計画の実効性を確保するため、2年～4年間に計画期間とした行動計画を定める。

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画期間	1期		2期			3期				

- **基本計画目標**
 - 目標① 1人1日あたりのごみ排出量を10%削減 (H26(2014)) 998g ⇒ (R7(2025)) 898g
 - 目標② 年間のごみ焼却量を4万t削減 (H26(2014)) 37万t ⇒ (R7(2025)) 33万t

【行動計画目標1】・【基本計画目標1】及び【行動計画目標2】 推移グラフ



【行動計画目標3】及び【人口】 推移グラフ



1人1日あたりの普通ごみ排出量 ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響等により増加
 家庭系の資源化率 ⇒ ペーパーレス化等による紙資源物の収集量減少
 ごみ焼却量 ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響等により家庭系が増加、事業系が減少

2 第2期行動計画の取組と進捗状況 本編.P3～12

(1) 主な取組状況

- 基本施策1：『環境市民』をめざした取組**
出前ごみスクール、ごみゼロカフェの開催 など
- 基本施策2：ごみの減量化・資源化に向けた取組**
エコショップの認定、食べきり協力店制度 など
- 基本施策3：廃棄物処理体制の確立に向けた取組**
災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保 など
- 基本施策4：健康的で快適な生活環境づくりの取組**
ふれあい収集の実施、一時多量ごみ制度の確立 など
- 基本施策5：低炭素社会・自然共生社会をめざした取組**
処理センターにおける廃棄物発電の実施 など

(2) 進捗状況

○ 第2期行動計画期間 (H30～R3) における目標 (基本計画の目標を達成するための中間目標)

	【基準年度】 (H28(2016))	【R2現在】 (R2(2020))	【目標値】 (R3(2021))
【目標1】 1人1日あたりの普通ごみ排出量※を36g削減	443g	⇒ 447g	407g
【目標2】 家庭系の資源化率32%	27.7%	⇒ 25.8%	32.0%
【目標3】 ごみ焼却量を2.2万t削減	36.6万t	⇒ 35.8万t	34.4万t

※ ごみ全体のうち家庭から週2回排出される普通ごみ量

3 社会状況の変化等 本編.13～17

(1) 国内外の動向

- 第四次循環型社会形成推進基本計画 (2018年 閣議決定)
 - プラスチック資源循環戦略 策定 (2019年5月)
 - (G20) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン表明 (2019年6月)
 - プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 成立 (2021年6月)
- ※国民のライフスタイルの変化等によるごみ排出動向への影響を注視することが必要

(2) 川崎市の状況

- 今後も当面見込まれる人口増加 (2030年に160.5万人) →高齢化の更なる進行
- 「SDGs未来都市」に選定 (2019年7月)

(3) 脱炭素化に向けて

- 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」 策定 (2020年11月)
 - 川崎市プラスチック資源循環への対応方針 策定 (2020年11月)
- ⇒2050年の脱炭素社会の実現を目指し、**廃棄物分野も温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要**

・市役所が排出する温室効果ガスの約4割が廃棄物焼却由来であり、川崎市地球温暖化対策推進基本計画(2022.3.31策定)を踏まえ、**廃棄物焼却由来の温室効果ガスを2030年度までに2013年度比24%削減が目標**

・2013年度比24%削減の為に、**廃棄物焼却由来の温室効果ガスを2020年度実績(17万t-CO₂)から4.9万t-CO₂削減することが必要**

・廃棄物焼却由来の温室効果ガスのうち約8割がプラスチックごみ焼却由来であり、**4.9万t-CO₂削減に向けてはプラスチック資源循環の取組の加速化が必要**

・具体的な指標として「プラスチック製容器包装」については、今後の人口動態、ごみ排出量の予測等を踏まえ、**令和12年度までに分別率60%にしていくことが必要**

⇒第3期行動計画の期間内においても2030年度を見据えた目標の設定が必要

(1) 策定の背景

- 第2期行動計画の後継計画の策定
- 人口増加や生活様式の変化等に伴うごみの排出動向の変化への対応
- 取組の強化によるごみ焼却量の削減が必要
- 超高齢社会の到来や大規模災害への対応などの市民ニーズに応え対応していくことが必要

(2) 策定における視点

- 環境負荷の少ない2R（リデュース・リユース）を基調とした循環型社会の構築
- 資源循環・脱炭素・自然共生の統合的な取組の推進による持続可能な社会の構築
- 良好な生活環境・まちの美化向上をめざす体制の構築
- 効果的、効率的な事業執行体制の構築
- 社会状況の変化等を見据えた対応

R4（2022）年度からR7（2025）年度までの4年間**(1) 目標**

第3期行動計画は、基本計画における最終の行動計画となり、基本計画の目標達成をめざすことから、第3期行動計画の目標は基本計画の目標と同項目とし、第2期行動計画の進捗状況等や脱炭素化の視点も取り入れた目標を新たに設定するものとします。

※これまで第2期行動計画において目標としてきた「1人1日あたりの普通ごみ排出量」と「家庭系の資源化率」は重点施策の参考指標として取組の進捗管理に活用

		【R2(2020)】	【R7(2025)】
【強化】目標1	1人1日あたりのごみ排出量を30g削減	902g	⇒ 872g
【継続】目標2	ごみ焼却量を2.8万t削減	35.8万t	⇒ 33.0万t
【新規】目標3	プラスチック製容器包装の分別率45%	37.8%	⇒ 45.0%

(2) 定性的指標（目指すべき到達点）

- 超高齢社会への対応
高齢者が安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、ふれあい収集を必要とする方に適切に認知・実施されるとともに「みまもり」による地域等との連携強化
- 災害への対応
非常時における処理体制を確保するため、他都市や民間事業者等との連携を図るとともに、平常時から発災時の分別方法への理解を高めることで日頃の防災に対する備えや意識の向上
- 有害廃棄物・処理困難物への対応
市民が処分できず自宅で保管するなどの状況を改善し、適正処理体制の構築
- 環境美化向上の対応
環境先進都市としての魅力の向上や、市民の環境意識の向上

(1) 基本施策Ⅰ 「環境市民」をめざした取組

- 幼児・低年齢層への普及促進
- ICTを活用した環境教育・環境学習の充実
- 多様な市民への普及促進
- 多様な媒体を活用した情報提供
- 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供組の推進
- 災害発生時の分別方法の周知
- 廃棄物減量指導員等との連携強化
- ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進

(2) 基本施策Ⅱ ごみの減量化・資源化に向けた取組

- 分別率向上・減量化に向けた取組の推進
- 製品の適正包装の推進
- 拠点回収・店頭回収の推進
- 資源集団回収事業の充実
- プラスチックごみ削減の推進
- 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進
- プラスチック製品のリサイクルの推進
- 事業系資源物のリサイクルの推進
- 3きり運動の推進
- 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進
- 家庭系食品ロス対策等の推進
- 事業系食品ロス対策等の推進

(3) 基本施策Ⅲ 廃棄物処理体制の確立に向けた取組

- 有害廃棄物・処理困難物への取組
- 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保
- 安定的な処理体制の運営
- 橋処理センターの建替
- 堤根処理センターの建替
- 資源化処理施設の整備等
- 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討

(4) 基本施策Ⅳ 健康的で快適な生活環境づくりの取組

- まちの環境美化
- 各種普及啓発キャンペーンの実施
- ごみ相談窓口の充実
- 超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進
- 不適正排出指導等の徹底
- 持ち去り対策の強化
- 搬入禁止物の混入防止

(5) 基本施策Ⅴ 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組

- 廃棄物発電事業等の余熱利用の推進
- 廃棄物発電の新たな活用法の検討

<プラスチック資源循環>**施策の方向性**

- プラスチックごみの発生抑制
- プラスチック製容器包装の分別率向上
- プラスチック製品の一括収集に向けた取組

取組の内容

- 広報内容の変更や、ナッジの活用による市民の行動変容を促す取組
- マイバッグ、マイボトルの利用促進（給水スポットの導入実証含む）
- プラスチック製の容器包装と製品の一括収集（実証事業や先行実施に向けた取組）
- 環境産業等と連携した取組の推進

基本施策（基本計画）		具体的施策（第3期行動計画）		重点 施策	脱炭 素	定性的 指標	エコ 暮らし
I 「環境市民」をめざした取組	(1) 環境教育・環境学習の推進	① 幼児・低年齢層への普及促進	★			●	
		② ICTを活用した環境教育・環境学習の充実	★				
		③ 多様な市民への普及促進	★			●	
		④ 普及啓発拠点等を活用した啓発活動の充実				●	
		⑤ イベント等に関する啓発活動の充実			●	●	
	(2) 情報共有の推進	① 多様な媒体を活用した情報提供	★			●	
		② 多様な市民に向けた資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供	★			●	
		③ 災害発生時の分別方法の周知	★		●		
		④ 環境功労者の表彰				●	
	(3) 市民参加の促進	① 廃棄物減量指導員等との連携強化	★			●	
		② 地域環境リーダーの育成				●	
		③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	★			●	
④ 環境功労者の表彰					●		
II ごみの減量化・資源化に向けた取組	(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	① 分別率向上・減量化に向けた取組の推進	★	●		●	
		② 製品の適正包装の推進	★	●		●	
		③ 拠点回収・店頭回収の推進	★	●		●	
		④ 資源集団回収事業の充実	★	●		●	
		⑤ プラスチックごみ削減の推進	★	●		●	
		⑥ 脱炭素モデル地区「脱炭素アクションみぞのくち」等を活用した取組の推進	★	●		●	
		⑦ プラスチック製品のリサイクルの推進	★	●		●	
	(2) 事業系ごみの減量化・資源化	① 3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及				●	●
		② 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底			●		●
		③ 事業系資源物のリサイクルの推進	★	●		●	
	(3) 市の率先したごみの減量化・資源化	① 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進			●		●
		② グリーン購入の促進			●		●
	(4) 生ごみの減量化・資源化	① 3きり運動の推進	★	●		●	
		② 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	★	●		●	
		③ 学校給食における生ごみリサイクルの推進			●		●
		④ 家庭系食品ロス対策等の推進	★	●		●	
		⑤ 事業系食品ロス対策等の推進	★	●		●	

「エコ暮らし」とは…市民・事業者が、ごみをできるだけ発生させない生活や活動、ごみの分別徹底、節電などの省エネ行動、庭や花壇の緑化の推進を行うなどの取組を積み重ねていくことで、環境に対する意識の高まりを目指すもの

基本施策（基本計画）		具体的施策（第3期行動計画）		重点 施策	脱炭 素	定性的 指標	エコ 暮らし
III 廃棄物処理体制の確立に向けた取組	(1) 安全・安心な処理体制の確立	① 廃棄物処理技術の研究と技能の継承					
		② ごみ焼却灰(埋立灰)及び埋立処分場の適切な管理					
		③ 有害廃棄物・処理困難物への取組	★			●	
	(2) 3処理センター体制の安定的な運営	④ 廃棄物処理施設等の補修・整備					
		⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	★			●	
		⑥ 資源物処理施設の整備等	★	●			
(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	① 計画のフォローアップ等						
	② 効果的な経済手法の研究						
	③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討	★					
IV 健康的で快適な生活環境づくりの取組	(1) まちの美化促進	① まちの環境美化	★			●	●
		② 各種普及啓発キャンペーンの実施	★			●	●
	(2) 市民ニーズに対応した取組の推進	① ごみ相談窓口の充実	★				●
		② 超高齢社会を見据えたふれあい収集等の推進	★			●	
	(3) 不適正排出対策等の取組	① 不法投棄対策の実施					
		② 不適正排出指導等の徹底	★				
V 脱炭素社会・自然共生社会をめざした取組	(1) エネルギー資源の効果的な活用	① 廃棄物発電事業等の余熱利用の推進	★	●			
		② 廃棄物発電の新たな活用法の検討	★	●			
		③ バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究				●	
	(2) 脱炭素・自然共生をめざした資源の有効利用	① 様々な地域活動団体等と連携した取組の推進				●	●
		再掲【II(1)①~⑦、(2)①~③、(3)①~②、(4)①~⑤、III(2)②~③、V(1)①~③、(3)①~②、(4)①~②、④】					
	(3) 環境に配慮した処理体制の構築	① 環境にやさしい輸送システムの構築				●	
② 環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営					●		
(4) 蓄積された環境技術等を活かした取組	③ 埋立処分場延命化の研究						
	① 環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり				●		
	② 環境産業との連携等				●		
	③ 国際貢献の推進						
		④ 低CO2川崎ブランドの推進			●	●	

(1) 計画の進行管理

「計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)」に基づく、効率的な点検の実施とその評価結果の取組への反映による進行管理の実施

(2) 計画の進捗状況の公表

川崎市環境審議会への報告やホームページでの公表の実施